

マレーシア国民に対するビザ免除について

本年の日・ASEAN友好協力40周年を契機として、我が国は、7月1日から、短期滞在を目的として訪日を希望されるマレーシア国民の皆様に対しまして、ビザ免除措置を再開することとなりました。

具体的なビザ免除措置の内容は以下のとおりです。

開始日：2013年7月1日

予定滞在期間：90日以内（短期滞在での活動を目的とするものに限る。）

（注）短期滞在以外の就労等を目的とする場合には、従来どおり、ビザを事前
前に取得する必要があります。

対象者：IC一般旅券所持者に限定

（注）IC一般旅券を所持していない方は、引き続き、ビザを取得することを
勧奨します。

詳細は下記リンクをご覧ください。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000362.html